

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
 - 二 使用の目的を変更したとき。
 - 三 秋田県教育委員会の指示に従わなかつたとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理上支障が生じたとき。
- 第八条を第七条とする。

別表中「第三条」を「第四条」に、

「第二 団体が使用する場合の使用料」
一 体育場及びウエイトリフティング場の使用料

を「第二 団体が体育場及びウエイトリフティング場を

使用する場合の使用料」に改め、同表第二第二号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(重要な公の施設等の範囲を定める条例の一部改正)

2 重要な公の施設等の範囲を定める条例(昭和三十九年秋田県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、同条第十二号を次のように改める。

十二 スポーツ科学センター

第三条中「の各号」を削り、同条第十二号を次のように改める。

十二 スポーツ科学センター

秋田県警察組織条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十五号

秋田県警察組織条例等の一部を改正する条例

(秋田県警察組織条例の一部改正)

第一条 秋田県警察組織条例(昭和二十九年秋田県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

2 管轄区域の境界に係る道路等の区域で公安委員会がいずれかの警察署で管轄することが適当であると認めるものについては、前項の規定にかかわらず、公安委員会が定める警察署が管轄する。

別表秋田県鷹巣警察署の項中

北秋田郡鷹巣町鷹巣字
下家下一番地

北秋田郡鷹巣町

を

北秋田市鷹巣字下家下
一番地

北秋田市のうち
旭町、伊勢町、
木町、栄、住吉
日市、花園町、
宮前町、元町、

今泉、大町、黒沢、小森、材
町、鷹巣、綴子、中屋敷、七
東横町、坊沢、前山、松葉町、
米代町、脇神

に改め、同表秋田県森吉警察署の項中

北秋田郡森吉町米内沢
字出向中島三十八番地
の二

北秋田郡のうち
森吉町、阿仁町、合川町、上小阿仁村

を

北 中

秋田市米内沢字出向
島三十八番地の二

北秋田市(秋田県鷹巣警察署の管轄区域を除く。)
北秋田郡上小阿仁村

に改め、同表秋田県本荘警察署の項中

本荘市中町二十七番地

本荘市
由利郡のうち
岩城町、大内町、

東由利町、由利町、西目町

を

由利本荘市中町二十七
番地

由利本荘市(秋田県矢島警察署の管轄区域を除く。)

に改め、同表秋田県矢島警察署の項中

由利
熊之

郡矢島町七日町字
堂百十四番地

由利郡のうち
矢島町、鳥海町

を

由利本荘市矢島町七日
町字熊之堂百十四番地

由利本荘市のうち
矢島町、鳥海町

に改

め、同表秋田県象潟警察署の項中

由利郡のうち
象潟町、仁賀保町、金浦町

を

由利郡

に改め、同

表秋田県大曲警察署の項中

大曲市日の出町一丁目
一番三十号

大曲市
仙北郡のうち
西仙北町、神岡町、協和町、南外村、太田町、
仙北町、美郷町

を

大仙市大曲日の出町一
丁目一番三十号

大仙市(秋田県角館警
仙北郡美郷町

察署の管轄区域を除く。)

に改め、同表秋田県角館警察署の項中

仙北郡のうち
角館町、中仙町、田沢湖町、西木村

を

大仙市のうち
大神成、上鶯野、北長野、栗
野、豊岡、豊川、長戸呂、長
仙北郡のうち
角館町、田沢湖町、西木村

沢、清水、下鶯
野、鍵見内

に改め、同表秋田県増田警察署の項中

平鹿郡のうち
増田町、十文字町
雄勝郡のうち
稲川町、皆瀬村、東成瀬村

を

湯沢市のうち
稲庭町、川連町、駒形町、三梨町、
平鹿郡のうち
増田町、十文字町
雄勝郡東成瀬村

皆瀬

に改め、同表秋田県湯沢警察署の項中

湯沢市
雄勝郡のうち
羽後町、雄勝町

を

湯沢市(秋田県増田警察署の管轄区域を除
雄勝郡羽後町

く。
に改める。

第二条 秋田県警察組織条例の一部を次のように改正する。

別表秋田県大曲警察署の項中「秋田県大曲警察署」を「秋田県大仙警察署」に改め、「(秋田県角館警察署の管轄区域を除く。)」を削り、同表秋

田県角館警察署の項中 「大仙市のうち

大神成、上鷲野、北長野、栗沢、清水、下鷲野、豊岡、豊川、長戸呂、長野、鐘見内」を削る。

(秋田県警察組織条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(平成十六年秋田県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県鷹巣警察署の項の改正規定中

秋田県鷹巣森吉警察署

北秋田郡鷹巣町鷹巣字
下家下一番地

北秋田郡のうち
鷹巣町、森吉町、阿仁町、合川町、上小阿仁村

を
秋田

県北秋田警察署

北秋田市鷹巣字下家下
一番地

北秋田市
北秋田郡上小阿仁村

に改め、同表秋田県本荘警察署の項の改正規定中「西目町」

の下に、「矢島町、鳥海町」を加え」を「秋田県本荘警察署」を「秋田県由利本荘警察署」に改め、「(秋田県矢島警察署の管轄区域を除く。)」を削り」に改め、同表秋田県湯沢警察署の項の改正規定中「雄勝町」の下に、「稲川町、皆瀬村」を加える」を「(秋田県増田警察署の管轄区域を除く。)」を削る」に改める。

附則第二項の表中「秋田県鷹巣森吉警察署長」を「秋田県北秋田警察署長」に、「秋田県本荘警察署長」を「秋田県由利本荘警察署長」に、「雄勝郡のうち稲川町又は皆瀬村」を「湯沢市のうち稲庭町、川連町、駒形町、三梨町又は皆瀬」に改める。

(秋田県警察組織条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(平成十六年秋田県条例第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中秋田県警察組織条例別表秋田県男鹿警察署の項の改正規定中

天王

を

天王

に改める。

「潟上市のうち

「潟上市のうち

南秋田郡若美町」

附 則

この条例中第一条（秋田県警察組織条例別表の改正規定を除く。）、第三条及び第四条の規定は公布の日から、第一条（同表の改正規定に限る。）の規定は平成十七年三月二十二日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十六号

秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例

秋田県警察職員定数条例（昭和二十九年秋田県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八六八人」を「八七七人」に、「一七四八人」を「一七七八人」に、「一、〇五九人」を「一、〇八八八人」に、「五五五人」を「五七〇人」に、「四三七七人」を「三八八八人」に改める。

附則第二項及び附則第一項の項番号を削る。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十七号

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「及び次条」を「から第十二条まで」に改める。

第十一条第二項の表免許証交付手数料の項中「千七百五十円」を「千六百五十円」に改め、同表免許証再交付手数料の項中「三千三百五十円」を「三千二百円」に改め、同表免許証更新手数料の項中「二千二百五十円」を「二千円」に改める。

第十五条を第十六条とする。

第十四条中「及び審査」を「審査及び登録」に改め、同条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

第十二条 県は、法の規定により放置車両の確認等に関する事務の委託に係る登録を受けようとする者等から、手数料を徴収する。

2 手数料の額は、次のとおりとする。

- 一 法第五十一条の八第一項の規定による登録の申請
一件につき 二万三千元
- 二 法第五十一条の八第六項の規定による登録の更新の申請
一件につき 二万三千元
- 三 法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付
一件につき 九千九百元
- 四 法第五十一条の十三第一項第一号イの規定による放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習の受講
一件につき 一万九千元
- 五 法第五十一条の十三第一項第一号ロの規定による認定の申請
一件につき 四千五百円
- 六 法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の書換え
一件につき 二千円
- 七 法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の再交付
一件につき 二千円

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県条例第四十八号

秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年秋田県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
第一条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

秋田県知事 寺 田 典 城

第一条の二を削る。

第二条第二項の表皆瀬発電所の項及び板戸発電所の項中「雄勝郡皆瀬村川向」を「湯沢市皆瀬」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第三条第一項中「、土地造成事業」を削る。

第四条中「法第三十三条第二項」を「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第三十三条第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の表の改正規定は、同年三月二十二日から施行する。

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

発行所 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号

印刷所 秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(082)8766 FAX(083)0005
E-mail:matsubara@matsubaransatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄